

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 懲罰規程

第1条（目的）

この内規は、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）コンプライアンス規程（以下「本規程」という。）第7条1項により、懲罰に関する手続き及び内容について定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この内規の適用範囲は本規程第3条に定める本連盟関係者及び団体とする。

第3条（処分の手続き）

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 本規程に違反する行為を行ったおそれがあるときには、コンプライアンス委員会が調査を行う。
- (2) コンプライアンス委員会は内容を審議し、処分案を含む審議内容を理事会へ報告する。
- (3) コンプライアンス委員会での審議過程においては、対象団体あるいは関係者に必ず弁明の機会を設けなければならない。但し、対象団体あるいは関係者が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。
- (4) 前項の機会は、Web会議システム・テレビ会議システム等を用いて実施することができる。但し、対象団体あるいは関係者が直接の面談によることを求めた場合はこの限りではない。
- (5) 処分については理事会決議によりこれを行う。
- (6) 会長は理事会の処分を対象団体あるいは関係者に通知する。

第4条（処分の種類及び内容）

処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指導
口頭または書面により、是正・改善を指導する。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善を求めるとともに、改善計画書あるいは始末書等を提出させる。
- (3) 資格や役職等の停止
書面での通知を以って、一定期間、対象団体としての権利・権限等あるいは関係者の資格・役職等を停止する。なお、対象団体の資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。
<事業>

- a. 各種助成金・補助金の申請
- b. 本連盟名義の使用（主催、共催、後援等）
- c. 本連盟各種事業への参加

<役員・評議員>

- d. 理事候補者の推薦
- e. 対象団体推薦役員の理事会への出席

<推薦>

- f. 対象団体に関して本連盟から他団体・機関等への各種推薦（表彰等）

<契約>

- g. 本連盟関係者等と締結する各種契約

(4) 資格や役職等のはく奪

書面での通知を以って、対象団体の本連盟登録または加盟資格あるいは関係者の資格・役職等をはく奪する。

2. 前項（3）および（4）について、処分後、対象団体あるいは関係者の是正・改善状況を見極めた上で、再度処分の軽減を図ることができる。

第5条（上訴）

本連盟が決定した処分については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の規則に則り、上訴を申し立てることができる。

第6条（その他）

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点に遡及し、この内規を適用することができる。
- (2) この規程に定める事項以外については、別途コンプライアンス委員会で協議の上、理事会において決定する。

附則

本規程は、2019年10月8日より施行する。

本規程の改定（第3条第4項）は、2020年7月21日から施行する。